

埼玉県生活交通路線維持費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県民の日常生活上必要な県内の乗合バス路線のうち、広域的・幹線的なバス路線の維持・確保を図るため、予算の範囲内において埼玉県生活交通路線維持費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助ブロック

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国要綱」という。）別表6に定める地域ブロックをいう。

(2) 地域協議会

乗合バス事業に係る維持方策を協議し、県内の生活交通の確保を図るため県、関東運輸局、市町村及び関係事業者等の構成員によって設置された埼玉県生活交通確保対策地域協議会をいう。

(3) 生活交通路線

地域協議会において地域住民の生活に必要な旅客自動車輸送の確保のために、維持・確保が必要と認められ、知事が指定し、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの。

(イ) 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村合併の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして新たに当該補助金を受けようとする路線はこの限りでない。

(ロ) キロ程が10km以上のもの。

(ハ) 1日当たりの輸送量が15～150人のもの。

(ニ) 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、地域協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。

(ホ) 国要綱別表5に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると地域協議会が認めたものへの需要に対応して設定されるもの。

(ヘ) 経常費用に対する経常収益の割合が次に掲げる要件の一に該当するもの。

(一) 11/20以上の路線。

(二) 経常収益が経常費用の11/20に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益並びに当該補助額の合計額が経常費用の11/20に相当する額に達するもの。

(三) 経常収益が経常費用の11／20に満たない過疎地域等を運行する路線で、市町村及び県が補助することにより経常収益並びに当該補助額の合計額が経常費用の11／20に相当する額に達するもの。

(4) 乗合バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(5) 補助対象期間

国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間をいう。

(6) 輸送量

次式によって算出された数値をいう。

$$\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$$

(7) 地域キロ当たり標準経常費用

乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度（以下「基準年度」という。）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。

基準年度における地域キロ当たり標準経常費用の実績額 ×

$$(1 + \frac{\text{地域の過去3年間(※)の平均増減率}}{2})^2$$

※ 基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

(8) 乗合バス事業者キロ当たり経常費用

補助対象期間の乗合バス事業の経常費用を補助対象期間の実車走行キロ数で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。

(9) 補助対象経常費用

本条（7）の地域キロ当たり標準経常費用と本条（8）の乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の実車走行キロ数を乗じて得た額をいう。

(10) 地域間幹線系統確保維持計画

地域協議会が策定する次に掲げる向こう3カ年の事項を記載した生活交通路線に関する維持・確保計画であって、国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

(イ) 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(ロ) 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(ハ) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

(二) 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

(ホ) 第2条第3号(二)但し書きに基づき地域協議会が定めた、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の系統の概要

(ヘ) 第2条第3号(ホ)に基づき、地域協議会が「広域行政圏の中心市町村に準

する生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

(11) 過疎地域等を運行する路線

次に掲げる要件のいずれかに該当する地域等を運行している路線をいう。

- (イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づいて公示された市町村
- (ロ) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
- (ハ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の規定に基づいて主務大臣が指定した振興山村の区域

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、地域協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運送予定者として記載されている乗合バス事業者であって、第4条の基準に適合する補助事業を行う者とする。

(補助事業の基準)

第4条 補助対象事業者の行う補助事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象路線は、地域間幹線系統確保維持計画に記載された生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないものとする。
- (2) 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益との差額（以下「補助対象経費1」という。）とする。ただし、第2条第3号（ヘ）（三）に該当する路線については、補助対象経常費用の11/20と経常収益との差額（以下「補助対象経費2」という。）についても補助対象経費とする。
- (3) 他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量の和が1日当たり150人を超えるものに係る補助対象経費1の額は、次式により計算された額とする。

当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額 ×

$$(\frac{\text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}})$$

- (4) 補助対象経費1の額は、平均乗車密度が5人未満の生活交通路線については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。
- (5) 補助対象経費1の額は、補助対象経常費用の9/20に相当する額を限度とする。

ただし、複数年単位で当該生活交通路線を運行する乗合バス事業者を決定している場合における2年目以降の補助対象経費1の額については、前年度の補助対象経費1の額（前年度が複数年契約における初年度であって当該年度の始期から9月30日までの期間が1年に満たない場合にあっては、当該年度の始期から9月30日までの補助対象経費1の額の1年間相当分の額）を限度とするものとす

る。

- 2 補助対象路線の要件成否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は補助対象経費1及び補助対象経費2のそれぞれ1／2以内の額で知事が定める額とする。

(交付申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の交付申請書の様式は、第1号様式のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の交付申請書の提出期限は、補助金を受けようとする年度の1月20日とする。

(添付書類)

第7条 規則第4条第2項第5号の規定によるその他知事が定める事項に係る書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の営業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
(2) 第1号の2様式による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る。）
(3) 補助対象路線に係る運行系統及び停留所を明らかにした図面並びに運行時刻表
2 規則第4条第2項第2号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定及び額の確定通知の様式)

第8条 規則第7条及び第14条の交付決定及び額の確定通知の様式は、第2号の様式のとおりとする。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年度から適用する。
2 廃止前の過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱の規定により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線については、第2条第11号の規定にかかわらず、過疎地域等市町村を運行する路線とみなす。
3 廃止前の過疎地域等バス交通対策費補助金交付要綱の規定により、平成14年度に当該補助金の交付対象となっていた路線に第5条の規定を適用する場合の補助金の交付額については、原則として、補助対象経費1及び補助対象経費2のそれぞれ1／2以内の額で、かつ、その総額は平成14年度に当該路線に対し県から市町村に交付された当該補助金の額に相当する額をその限度とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年度から適用する。
- 2 第4条第1項第2号ただし書に定める補助対象経費に補助を開始した路線については、国要綱の規定により、地域間幹線系統確保維持計画に位置づけ、継続して国土交通大臣の認定を受けている間は、第2条第11号の規定にかかわらず、過疎地域等を運行する路線とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年度から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月19日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度から適用する。
- 2 第4条第1項第1号中「地域間幹線系統確保維持計画」とあるのは、平成23年度に限り、「地域間幹線系統確保維持計画又は国要綱附則第5条に定める生活交通路線維持確保3ヵ年計画」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年度から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年度から適用する。
- 2 第2条第1項第3号（ハ）の要件は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第27条の2第1項に規定する地域公共交通再編実施計画を作成し、同法第27条の3第2項により国土交通大臣の認定を受けた路線で地域間幹線系統と位置付けられた系統については、当該地域公共交通再編実施計画で定められた期間中に限り、国要綱別表3に定める補助対象事業の基準ホを適用するものとする。

この場合、第4条第1項第3号及び第4号は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年度から適用する。